

宜 基 渉 第 37 号
令 和 6 年 7 月 3 日

外務省特命全権大使（沖縄担当）
宮川 学 殿

宜野湾市長 松川 正則

在沖米軍人による不同意性交等事件について（抗議・要請）

今年5月26日、在沖米海兵隊員が本島内の成人女性に性交をする目的で暴行を加え、怪我を負わせ、現場から逃走する不同意性交等致傷事件が発生し、約1か月後の6月28日にマスコミ報道がなされました。

また、直近では、昨年12月24日、在沖米空軍兵による16歳未満の少女に対するわいせつ誘拐及び不同意性交事件が発生し、約6か月後の今年6月25日にマスコミ報道がなされたばかりであります。

米軍人によるこのような性犯罪は、女性の人権を蹂躪する重大かつ悪質なものであり、到底容認できるものではありません。また、宜野湾市民は日常的に発生している騒音被害など、基地負担の中での生活を強いられており、このような事件は市民の不安・負担をさらに増幅させるものと言わざるを得ません。

加えて、上記2つの事件については、政府より関係機関に対し、所定の手続きに則った迅速な通報がなされなかったことも非常に問題であり、怒りを禁じ得ません。

つきましては、市民の生命・財産を守る宜野湾市長として、下記のとおり強く抗議するとともに、要請いたします。

記

- 一、頻発する米兵による事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、綱紀粛正及び教育の徹底を行うよう米側へ強く申し入れること
- 一、事件・事故の再発防止について万全を期すよう米側へ強く申し入れること
- 一、関係機関との情報共有の在り方について既存の通報手続を見直すとともに、迅速かつ実効性のある通報体制を確保すること